

○委託手数料届出事項調査委員会要綱

平成20年7月1日

20中事業第136号

改正 平成28年11月15日 28中事業第692号

(目的)

第1 卸売業者の財務の健全性の確保等を図るため、東京都中央卸売市場条例第82条の規定に基づく卸売業者の委託手数料の率の届出及び同条例第102条第2項の規定に基づく改善措置命令による委託手数料の率の変更について、専門的見地から調査を行う委託手数料届出事項調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、中央卸売市場長が付議する次の事項を調査し報告する。

- (1) 卸売業者が提出した事業計画の妥当性
- (2) 手数料率が経営に与える影響
- (3) その他公正かつ適正な取引の確保及び卸売業者の財務の健全性の確保等に関する事項

(組織)

第3 委員は5名以内で組織する。

2 委員は、公認会計士等企業経営に専門的知識を有する者及び卸売市場制度に精通し学識経験を有する者のうちから中央卸売市場長が委嘱する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の責務)

第5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを決める。

- 2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の召集)

第7 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会の議事については、調査内容が卸売業者の経営計画など、公開することによって卸売業者の競争上又は事業運営上の地位などが損なわれるおそれがあるため、非公開とする。
- 3 委員会の会議録等については、公開することによって当該卸売業者の競争上又は事業運営上の地位などが損なわれるおそれがあると認められる場合、非公開とすることができる。

(報償及び費用弁償)

第8 委員に対して、報償費を支給することが出来る。報償費の支給基準については、東京都職員研修所における外部講師謝金支払基準を準用する。

2 委員に対して、実費弁償として旅費を支給することが出来る。ただし、近接地内については支給対

象としない。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、事業部業務課で処理する。

附則（平成20年7月1日20中事業第136号）

この要綱は、東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例（平成20年東京都条例第90号）の公布の日から施行する。

附則（平成28年11月15日28中事業第692号）

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。